

議員各位

上下水道部長 下記のとおりお知らせします。	提供年月日	令和7年 月 日
	担当部署	上下水道部 上下水道総務課
	担当者名	所属長：柴田 健次
	連絡先	直通 077-561-6871 内線 2020

湖南水道用水供給事業の県料金単価の値上げ（案）および

湖南中部処理区維持管理負担金単価の値上げ（案）等について

【概要】

①水道事業会計について

湖南水道用水供給事業の県次期（令和8年度～令和12年度）料金単価（案）について、滋賀県企業庁から値上げの提示を受けましたことから、その報告を行うものです。

②下水道事業会計について

琵琶湖流域下水道湖南中部処理区第10期経営計画（令和8年度～令和12年度）の策定にあたり、令和8年度からの県負担金の単価（案）および琵琶湖流域下水道湖南中部処理区第9期経営計画（令和3年度～令和7年度）において発生見込みである、赤字額の精算方法について滋賀県下水道課から値上げ等の提示を受けましたことから、その報告を行うものです。

【その他】

詳細は添付資料のとおりです。

添付資料	①湖南水道用水供給事業の県料金単価の値上げ（案）について ②湖南中部処理区維持管理負担金単価の値上げ（案）等について
------	---

湖南水道用水供給事業の県料金単価の値上げ（案）について

1. 概要

滋賀県が県内の複数市町に対して浄水（水道用水）を供給する事業が、湖南水道用水供給事業です。草津市は、滋賀県が運営する湖南水道用水供給事業から、一部浄水（水道用水）の供給を受けており、5年ごとに滋賀県が見直しをされている単価により、受水量に応じた料金（基本料金、使用料金）を支払っております。

参考：湖南水道用水供給事業の受水市町

草津市、守山市、栗東市、野洲市、湖南市、
甲賀市、東近江市、近江八幡市、日野町、竜王町



滋賀県湖南水道用水供給事業の給水区域

2. 経過

湖南水道用水供給事業の県次期（令和8年度～令和12年度）料金単価（案）について、昨今の物価高騰等（人件費、動力費、薬品費などの増）による事業運営への影響を考慮し、滋賀県においては、施設の安定的な運用と将来にわたる維持・更新を着実に進めるための資金を確保していく必要があることを踏まえ、令和8年度からの湖南水道用水供給事業の県次期料金単価（案）を、この度、滋賀県から提示を受けましたことから、その報告を行うものです。

3. 滋賀県からの提示内容

○湖南水道用水供給事業の県次期（令和8年度～令和12年度）料金単価（案）について

令和8年度から令和12年度までの間、基本料金は据置になりますが、使用料金については、令和9年度から令和12年度までの間、県現行料金単価から約28%の値上げとなります。

«湖南水道用水供給事業の県料金単価の値上げ（案）» (円／m³)

区分	県現行料金単価	県次期料金単価（案）	
	(R3～R7)	(R8)	(R9～R12)
基本料金 (改定率)	1,270	1,270 (据置)	1,270 (据置)
使用料金 (改定率)	29.2	29.2 (据置)	37.3 (27.7%)

4. 本市水道事業会計への影響額（見込み）について

令和9年度から令和12年度までの4年間で、1,458万円の負担増、単年度で平均約365万円の負担増となる見込みです。

※草津市における県水依存率は約2.7%であり、湖南水道用水供給事業の県料金単価の値上げ（案）による影響は、他市町に比べ少ないため、湖南水道用水供給事業の県次期料金改定にともなう本市水道料金の値上げは予定しておりません。

«湖南水道用水供給事業の県料金単価の値上げ（案）の影響額（見込み）»

（単位：千円）

	R9	R10	R11	R12	計
湖南水道用水供給事業の料金（値上げ前）①	43,620	43,620	43,620	43,620	174,480
湖南水道用水供給事業の料金（値上げ後）②	47,265	47,265	47,265	47,265	189,060
影響額（見込み）②-①=③	3,645	3,645	3,645	3,645	14,580

※過年度実績に基づく受水量から算出

5. 他市町の状況

湖南水道用水供給事業の県料金単価の値上げ（案）により、県水の依存率が高い市町においては、水道事業の経営に大きな影響が生じる見込みでありますことから、今後の対応を検討されていると聞き及んでおります。

6. 今後の予定

令和7年12月19日（金） 県議会議案議決日

令和9年 4月 湖南水道用水供給事業の県新料金単価適用

湖南中部処理区維持管理負担金単価の値上げ（案）等について

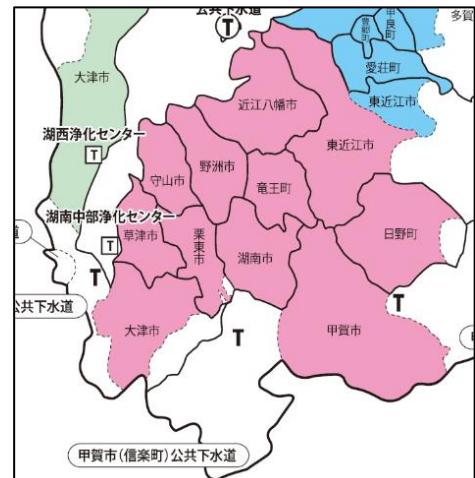
1. 概要

草津市の下水道は、矢橋帰帆島にある滋賀県の湖南中部浄化センターにおいて、昭和57年度から下水を処理いただいており、その処理の費用については、5年ごとに滋賀県が見直しをされている流域下水道事業の経営計画において定められた単価により、草津市を含む9市2町からなる構成市町の汚水の排水量に応じて湖南中部処理区維持管理負担金（以下「県負担金」という）を支払っております。

このように複数の市町にわたり広域的に処理する下水道を流域下水道といいます。

参考：湖南中部処理区の構成市町

草津市、大津市、栗東市、守山市、野洲市、東近江市、近江八幡市、湖南市、甲賀市、竜王町、日野町



滋賀県琵琶湖流域下水道区域図（一部抜粋）

2. 経過

滋賀県の流域下水道事業の経営計画である琵琶湖流域下水道湖南中部処理区第10期経営計画（令和8年度～令和12年度）（以下「県次期計画」という）の策定にあたり、滋賀県より、令和8年度からの県次期計画期間における県負担金の単価（案）および琵琶湖流域下水道湖南中部処理区第9期経営計画（令和3年度～令和7年度）（以下「県現計画」という）において発生見込みである、赤字額の精算方法について提示（以下「県の提示」という）を受けましたことから、その報告を行うものです。

3. 滋賀県からの提示内容

○県次期計画（令和8年度～令和12年度）における県負担金単価（案）について

令和8年度および令和9年度は、県現計画単価から約20%の値上げ、令和10年度から令和12年度までは、県現計画単価から約32%の値上げの、2段階での値上げ（案）を提示されております。

《県負担金単価（円／m³）の値上げ（案）》

区分	県現計画単価			県次期計画単価（案）					
	(R3～R7)			(R8～R9)			(R10～R12)		
	1,2次処理	高度処理	計	1,2次処理	高度処理	計	1,2次処理	高度処理	計
一般排水 (改定率)	42.7	4.5	47.2	50.5	6.1	56.6 (20%)	56.0	6.1	62.1 (32%)
特定排水 (改定率)	42.7	9.2	51.9	50.5	12.3	62.8 (21%)	56.0	12.3	68.3 (32%)

一般排水…一般家庭からの排水汚水および工場、事業所等からの排水汚水のうち特定排水以外のもの

特定排水…工場、事業所等からの排水のうち、1月当たりの排水量が750立方メートルを超える部分の排水汚水（公共施設や学校等を除く）

○県現計画（令和3年度～令和7年度）における赤字見込み額の精算方法について

県現計画期間中の物価高騰等（人件費、電気代、薬品費などの増）により発生する見込みである赤字額について、県次期計画期間における県負担金に加えて、一括支払または分割支払（支払猶予有り）等により、県次期計画の最終年度（令和12年度）までに全額を支払うよう求められております。

（参考）県現計画における収支について（概算）

（単位：百万円）

	R3収支	R4収支	R5収支	R6収支	R7収支 (見込)	計
湖南中部処理区収支	79	▲ 380	▲ 232	▲ 668	▲ 924	▲ 2,125

①県現計画における赤字見込み額：21億2,500万円 ②県現計画開始時の剩余额：8億円

赤字精算見込み額 ①-②=13億2,500万円（うち、草津市負担分：2億1,500万円）

※草津市負担分は、県現計画期間中における各構成市町の県負担金の納入割合から算出

4. 本市下水道事業会計への影響額（見込み）について

本市下水道事業では、受益者負担の原則のもと下水道使用料等で賄い、健全経営を行っておりますが、県の提示により、下水道事業の経営に多大な影響が生じる見込みです。

今後、県の提示に対応した収支均衡を図るために、下水道使用料の引き上げを検討せざるを得ない状況でありますことから、今後の方向性等について検討を進め、3月頃を目途に、市議会に改めてその検討結果等についての説明をさせていただく予定です。

『県負担金単価の値上げ（案）等の影響額（見込み）』

（単位：千円）

	R8	R9	R10	R11	R12	計
県負担金（値上げ前）①	905,511	907,992	905,511	905,511	905,511	4,530,036
県負担金（値上げ後）②	1,083,868	1,086,838	1,188,142	1,188,142	1,188,142	5,735,132
影響額（見込み）②-①=③	178,357	178,846	282,631	282,631	282,631	1,205,096

※令和7年度当初予算時の水量見込から算出

赤字見込み額④ 215,000

影響額（見込み）合計 ③+④ 1,420,096

5. 他市町の状況

今回の県の提示に対し、他市町についても本市と同様に下水道事業の経営に大きな影響が生じる見込みであることから、今後の対応を検討されていると聞き及んでおります。

6. 今後の予定

○本市の予定

- 令和7年12月～令和8年2月 今後の方向性等の検討（財政収支分析、赤字精算分の対応方法、下水道使用料の引き上げ時期・金額等）
令和8年3月 市議会説明

○滋賀県の予定

- 令和8年1月～3月 県議会議案提出・審議・議決等
令和8年4月 県次期計画スタート、県負担金の新単価適用
令和8年7月 県現計画における赤字額（確定値）の通知